

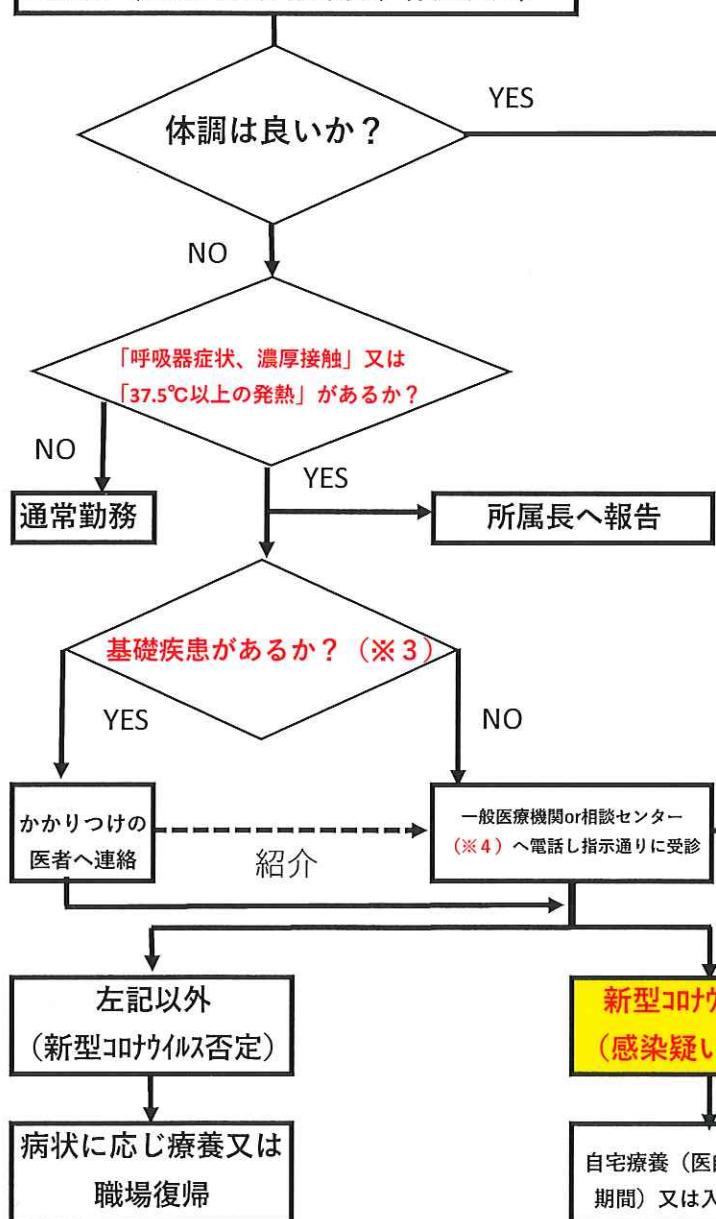
## &lt;重要&gt;

「発熱又は咳などの呼吸器症状があり、感染者との濃厚接触があるもの」又は、「37.5°C以上の発熱」がある場合は、出社を見合わせ、医療機関を必ず受診して下さい。

個人

職場

出勤前（起床時に体調確認、体温測定）



## &lt;勤務中に体調不良者出現&gt;

- ①発症者を個別隔離（※2）
- ②マスク着用（発症者・付添者）
- ③発症者の体温測定
- ★発症者周囲の人のマスク着用及び職場内消毒は不要。

- 発症者の状況に応じ、  
 ①1～2名で医療機関へ搬送  
 ②帰宅させ医療機関で受診

所属長
①総務部へ感染報告（※4） ②感染者が発症当日に主に勤務していた事務所の半径2m以内で勤務していた社員へ、体調観察を指示。 観察期間：感染者の最終出社日から14日間実施。
他の社員
①所属長の指示に従い、体調観察を実施。 ②咳があれば、個人で必ずマスクを着用。

※1 同居家族が感染した場合は所属長へ報告。医師による自宅待機指示がなければ出社可とするが、発症日から14日間は体調観察実施。

※2 隔離用の個室が確保できない場合は、他の社員から2m離れた場所で対応。

※3 基礎疾患とは、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患

（糖尿病等）、腎機能障害、免疫機能不全、がん等。（現在通院中で薬を服用している方と定義する）

※4 感染の報告は、感染前後の状況を含めて報告。

※5 医師から自宅療養期間について、必ず指示を受ける。